

公立大学法人沖縄県立芸術大学副学長に関する規程

令和5年3月30日

冲芸大規程第141号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学組織規則(令和3年冲芸大第3号)第8条に基づき置かれる副学長の職務、選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務等)

第2条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどるものとし、大学運營業務を分担執行する。

2 副学長は、4名以内とする。

(選考の時期)

第3条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に副学長の選考を行うことができる。

- (1) 学長が、大学運営上必要と認めたとき。
- (2) 副学長の任期が満了するとき(第5条第2項の規定により辞任するときを含む。)
- (3) 副学長の辞任の申出を学長が承諾したとき。
- (4) 副学長が欠けたとき。

(選考方法及び任命)

第4条 副学長の選考は、大学の教育研究及び運営に関し広くかつ高い識見を有する者で、本学の教育研究活動等を適切かつ効果的に運営することができる能力を有するものうちから、学長が行う。

2 前項の規定により副学長に選考された者は、部局長を兼ねることを妨げない。

3 学長は、第1項の選考の結果を速やかに理事長に報告する。

4 理事長は、前項の報告を受けて副学長を任命する。

(任期)

第5条 副学長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、選考する学長の任期の終期を超えることはできない。

2 学長が任期の途中で欠けた場合、当該学長に選考された(次条の規定によりあらかじめ選考された場合を含む。)副学長の任期は、所定の任期にかかわらず、次期学長予定者が学長に任命される日の前日までとする。

3 副学長が欠けた場合(前項の規定により辞任した場合を除く。)、後任の副学長の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考の特例)

第6条 公立大学法人沖縄県立芸術大学定款第10条第3項に規定する理事長選考会議が、次期の学長となる理事長候補者を選考したときは、副学長の選考(第3条第1号に該当する場合に限る。)は、次期学長予定者が行う。この場合において、第3条、第4条及び第5条第1項中「学長」とあるのは、「次期学長予定者」と読み替える。

(職務分担)

第7条 副学長の職務分担については、学長が定める。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和5年3月30日理事長決定)

(施行期日)

1 この規程は、令和5年3月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に副学長の職にある者は、この規程により選考し、任命されたものとする。